資料2

森林経営管理法等の改正について

令和７年２月

農林水産省

森林経営管理制度の概要と取組状況について

- 林業経営の効率化と森林の管理の適正化のため、市町村が所有者から森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託する制度を5年間実施。一方で、林業経営体への権利設定は低位に推移し、成果は限定的。
- 所有者不明森林等については、探索・公告など一定の手続を経ることで、市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置しており、これまでに、9市町10件で活用。

◘ 森林経営管理法(平成30年法律第35号)

【制度の概要】

森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営者に再委託することや市町村が自ら管理することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を促進。

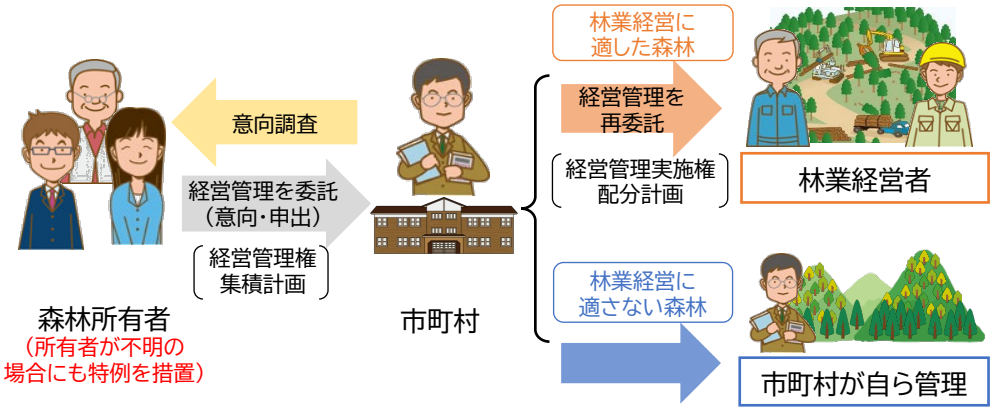

【制度の活用状況】(令和5年度末累計)

意向調査 実施面積	市町村に 委託希望	市町村への 委託	林業経営者への 再委託
約103万ha	約22.6万ha	約23,200ha	約3,180ha

※このほかにも、林業事業体へのあっせん、市町村と所有者の協定や独自補助等により森林整備を実施。

◘ 特例措置のスキーム・活用状況

【所有者不明森林等に係る特例措置】

所有者不明森林等について、探索・公告等一定の手続を経ることで市町村に経営管理権の設定を可能とする特例を措置。

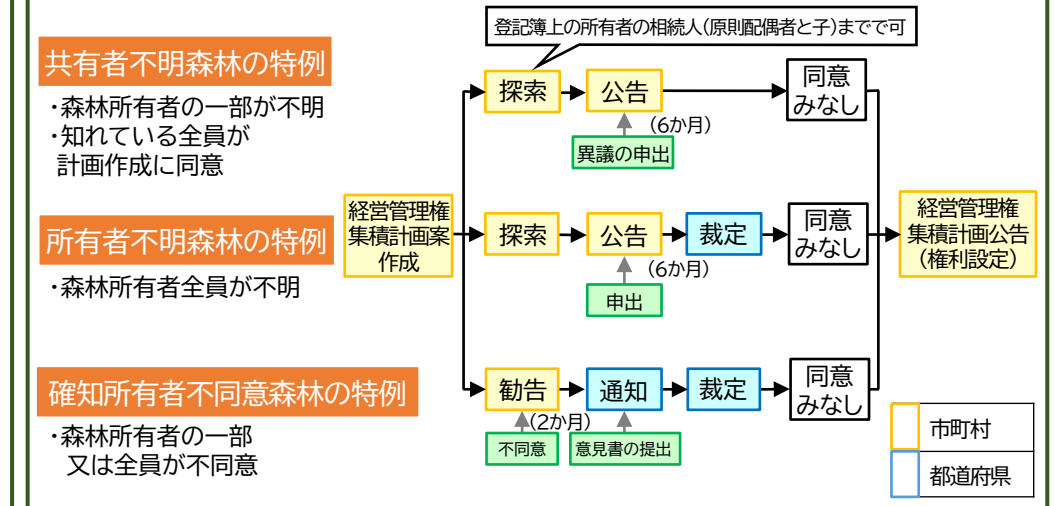

【特例の活用状況】 9市町10件で特例を活用し、市町村に経営管理権を設定(手続中を含む。)

- ・共有者不明森林　：北海道千歳市、群馬県甘楽町、鳥取県若桜町、長崎県波佐見町、石川県白山市(公告中)
- ・所有者不明森林　：青森県三戸町、群馬県中之条町(公告中)、愛知県設楽町(公告中)
- ・確知所有者不同意森林：京都府綾部市

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案（概要）

- 本法案では、森林の集積・集約化を進める新たな仕組みを創設するとともに、経営管理権の設定要件の緩和など市町村の事務負担の軽減に向けた所要の改正を行う。
- 所有者（共有者）不明森林に関しては、共有林の経営管理権の設定における同意要件の緩和、所有者不明森林等の特例の公告期間の短縮の措置を講じる。

森林経営管理法の一部改正

＜森林の集積・集約化を進める新たな仕組みの創設＞

① 市町村は、単独又は都道府県等と共同で、川中・川下を含む地域の関係者で協議し、受け手となる林業経営体や路網整備等の方針といった森林の将来像を定める「集約化構想」を策定
（林業経営体は「集約化構想」策定の提案も可能）

② 所有権を含む森林の経営管理のための権利を、出し手である森林所有者から、受け手である林業経営体に迅速に設定又は移転できる仕組みを創設

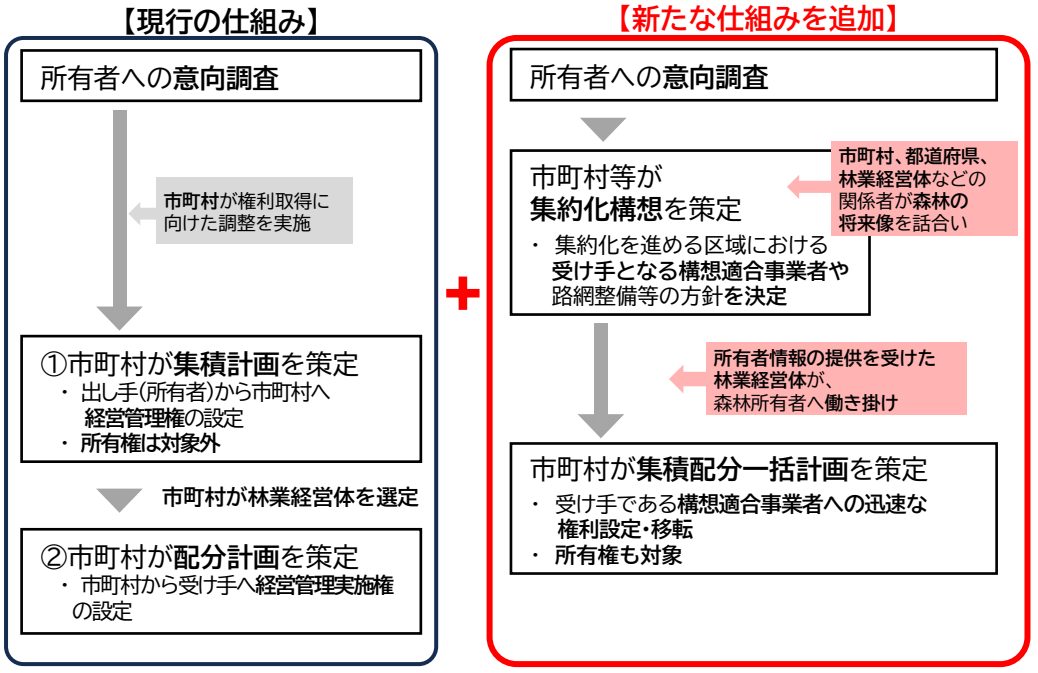

＜市町村の事務負担の軽減＞

① 市町村に対する共有林の経営管理権の設定（間伐、間伐材の販売、保育）に必要な**共有者の同意要件を緩和（全員→1／2超）**
② 所有者不明森林等について、市町村への経営管理権設定に関する**公告期間を短縮（6月→2月）**
③ 市町村の長が「委託を受けて市町村事務を支援する法人（**経営管理支援法人**）」を指定できる仕組みを創設

施行期日 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（※あわせて、森林法について、林地開発許可制度の実効性強化等のため、所要の改正を実施）